予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十八号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万五千六百円」を「三万五千三百円」に改め、同項第二号中「三万三千六百円」を「三万三千三百円」に改め、同項第三号中「三万五千三百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第四号中「三万三千六百円」を「三万三千三百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百十八万三千二百円」を「百十七万四千八百円」に改め、同号ロ中「九十四万五千六百円」を「九十三万九千六百円」に改め、同項第二号イ中「百五十二万四百円」を「百五十万九千六百円」に改め、同号ロ中「百二十一万五千六百円」を「百二十万七千二百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百七十八万円」を「三百七十五万三千六百円」に改め、同号ロ中「三百二万四千円」を「三百万二千四百円」に改め、同号ハ中「二百二十六万八千円」を「二百二十五万二千四百円」に改め、同項第二号イ中「四百八十六万円」を「四百八十二万五千二百円」に改め、同号ロ中「三百八十八万八千円」を「三百八十六万四百円」に改め、同号ハ中「二百九十一万六千円」を「二百八十九万六千八百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百十万円」を「三千二百八十万円」に改め、同号ロ中「二千四百八十万円」を「二千四百六十万円」に改め、同項第二号中「四千二百五十万円」を「四千二百二十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十万円」を「二百六十八万八百円」に改め、同項第二号中「二百十六万円」を「二百十四万四千四百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十六万千六百円」を「二百三十四万四千八百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百八万四千八百円」を「七百三万四千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年九月以前の月分の予防接種法による医療手当、障害児養育年金、障害年金及び遺族年金並びに同月三十日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部改正）

3　予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千二百五十万円」を「四千二百二十万円」に改める。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十九号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項各号中「二万千四百二十円」を「二万千二百七十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十五年九月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百九十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万五千六百円」を「三万五千三百円」に改め、同項第二号中「三万三千六百円」を「三万三千三百円」に改め、同項第三号中「三万五千六百円」を「三万五千三百円」に改め、同項第四号中「三万三千六百円」を「三万三千三百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十万円」を「二百六十八万八百円」に改め、同項第二号中「二百十六万円」を「二百十四万四千四百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十四万四千八百円」を「八十三万八千八百円」に改め、同項第二号中「六十七万五千六百円」を「六十七万八百円」に改める。

第十条第五項中「二百三十六万千六百円」を「二百三十四万四千八百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百八万四千八百円」を「七百三万四千四百円」に改める。